

ブラジル連邦共和国憲法および普通立法における 社会保障制度の変遷

二宮 正人

■ 要約

ブラジルにおいては1934年以来、社会保障制度に関する枠組みを憲法の条文に取り入れた上で、さらに普通立法においてより詳細な規定を設けている。特に21年に及んだ軍事政権の後、民主政治の再建を図る目的で制憲議会が2年間の審議の上で採択した1988年現行憲法は、単なる枠組みを超えた詳細な規定を置いている。本稿では、現行憲法を含む歴代憲法における社会保障制度の紹介を行った後、同憲法の規定を具体化した一連の普通法、就中1991年法律8212号(所謂社会保険組織法)および1991年法律8213号(所謂社会保険給付法)等の主な規定、特に社会保険の組織および財源、被保険者の分類、被扶養者、社会保障負担金納入と給付(廃疾退職、定年退職、依頼退職、特別退職による年金、疾病、家族、出産、労働災害による手当)、労働災害、社会保障政策の範囲、失業保険、民間社会保険等について概説する。

■ キーワード

1988年ブラジル連邦共和国憲法、1991年社会保険組織法、1991年社会保険給付法、国家社会保険院(INSS)、
公的医療(SUS)

はじめに

ブラジルは、独立以来、1988年現行憲法に至るまで7回にわたって憲法を制定してきた。本稿では、このような憲法制定の動きを社会保障の重要な法源として捉え、社会保障と重要な関係を持つ労働権に関する動向も踏まえ、同国の社会保障の変遷を法学的観点を中心に明らかにするとともに、同国における現行社会保障制度の根柢となっている1991年に制定された法律の内容を中心に分析する。これらの分析に当たっては、憲法とそれを受けて制定された実定法の内容を中心に行うため、社会経済学的見地からの検討が不十分となる点についてはご容赦いただきたい。

なお、比較法的に見て、多くの国の憲法は社会保障についても原理原則のみを定め、具体的な細

則は普通法の規定によらしめているが、ブラジルの場合は一応そのような方式を採用しつつも、案件によってはかなり詳細な部分まで憲法の条文で定めている場合も見られる。本稿で扱う社会保障に関する規定もその一つであると言えよう。

I ブラジルの社会保障制度の沿革と特徴

1. ブラジルの社会保障制度の黎明期

ブラジルの憲法において最初に社会政策的な規定が置かれたのは、独立直後の1824年帝政憲法であり、その第VIII編に、職業の自由、初等教育の義務化とともに国家による救済の保障が謳われた。次にアメリカ合衆国憲法を模して作成された1891年共和国憲法では、社会保障に関する明確な規定は置かれなかった。しかし、同憲法第75

条には「国家に対する役務遂行中の事故によって健康を損ねた公務員のみが恩給を受領する資格を有する」という1799年フランス憲法の影響を受けた規定が置かれ、限定的な意味であるが、社会保障のさきがけとなった規定として、また、当時の社会保障に関する発想が公務員を中心に考慮されていたことを示すものとして注目される。

ブラジルの実定法において社会保障が本格的に立法化されたのは第一次世界大戦以降であったが、その主役となったのは、1872年から1929年までの間に登録された67の相互扶助団体であり、医療および施薬役務、疾病、失業、身体障害および葬儀の際の扶助を行っていた。都市部における社会保障の嚆矢は、企業に対して労働災害のための民間保険への加入を義務付けた1919年1月15日付法律3724号および半官半民の退職・年金積立公庫設置法である1923年1月24日付立法院命令第4682号(所謂エロイ・シャベス法)であった。同公庫への積立は、当初において企業および労働者のみが行い、国家予算の投入が実現するのは、1934年憲法においてその規定が置かれてからであった。

2. 1934年憲法および1937年憲法

1920年に約21万5000人であった工場労働者数は1930年には約45万人となり、資本家と労働者の対立も先鋭化し、それまではあまり省みられることがなかった社会問題が台頭してきたのである。ヴァルガス政権の労働問題対策としては、1930年には商工省との兼務で初めて労働省が設置され、労使双方の組合の設立が認可された。

ブラジルにおける初めての疾病、失業、労災による身体障害・死亡に対する包括的な解決策は、1931年にデシオ・コウチニョによって提出された「国立一般積立金庫」制度であったが、当時は企業別的小規模の積立金庫が数多く存在し、実際に機能しないことが危惧されていた。そして、多くの労働者が社会保障の枠外に置かれていた。そこ

で行われた抜本的な改革としては、一定職種を括し、加入を義務付けた、国立の「退職・年金院」の設立であった。発想としては、国家の主要なインフラ業務であり、輸出業務に重要な鉄道、港湾、海運等の従業員が網羅され、さらに公務員、商工業における従業員、銀行員等の職務が重要とされたが、まず最初に1933年6月29日付政令第22872号によって「海員退職・年金院」が設立された。

1934年憲法においては、社会保障について、国家と労使双方の三者が、社会福祉院を設立して、労働者の高齢化、身体障害、出産、労働災害および死亡に備えなければならない、としていた(第12条補項1“h”)。本規定を実現させるものとしては、1935年法律第159号が挙げられるが、結局は連邦政府が社会福祉院が必要とする予算を他に流用したこと、三者の資金拠出のうち、国家の分担金拠出については実現されなかつたのである。

1937年憲法においては、個人の権利が大幅に制限されたが、経済もコーポラティヴィズム形式に組織されなければならないとしていた。労働組合活動の自由は保障されていたが、政府公認の一職種一組合のみが合法とされた。社会保障については労働権とともに規定された(第137条“l, m, n”項)。例えば、妊婦に対しては、産前産後に一定期間の有給休暇が保障され、高齢者、身体障害、生命、労働災害に関する保険も制定された。ヴァルガスは、政権末期の1945年5月7日に全ての退職・年金院を統合して *Instituto de Serviços Sociais do Brasil (ISSB)*—「ブラジル社会サービス院」—を設立する大統領令第7526号に署名したが、政情不安定のため、細則が定められるに至らず、発効しなかつたが、このことによってブラジルの社会保障制度の発展は20年間遅延したと述べる者もいる。

3. 1946年憲法

全体主義に対する戦争に民主主義陣営が勝利した直後であったため、社会権、特に社会正義の

原則を確立することが急務とされた。また、連邦が社会保障に関する立法を行うことが初めて規定された(第5条XV項“b”)。なお、州や市郡も自らの公務員に対して独自の社会保障法を制定することが認められ、今日に至っている。

なお、妊婦に対する産前産後の有給休暇および復帰後の職の保障、失業者への援護、疾病、高齢化、身体障害および死亡に対する対策が採られ(第157条X, XV, XVI項)、労働災害に対する保障は、使用者の負担の下に行われる、と規定された(第157条XVII項)。第VII編において、公務員の身体障害および定年退職のほかに、35年間継続勤務後の自発的退職に関する規定も設けられた(第191条補項1)。なお、連邦、州、市郡の公務員の勤務年限の合算も認められるようになったが、その実現は1960年、1968年、1975年と段階的に行われた。

農村労働者に対する社会保障の実施はさらに遅れ、1963年3月2日付法律第4214号(Estatuto do Trabalhador Rural－農村労働者法－)においてようやく実現したのであるが、その適用は今日においても十分とは言い難い面がある。そして、権威主義政権の下で、かねてより懸案であった「退職・年金院」の統合が若干の例外を除いて実現の運びとなり、1966年法律第72号によって現行INSS－Instituto Nacional de Previdência Social－(国家社会保障院)が設立された。

4. 1967年憲法および1969年憲法補足令

第一号

1964年クーデターによって樹立された軍事政権において、労働権については、多くの制限が加えられたものの、社会保障については1946年憲法で認められていた諸権利のほか、1919年以来、民間保険業者の圧力によって、公的社会保障の枠外に置かれていた労働災害が1967年法律第5316号および1969年憲法補足令第一号によって、国家社

会保障院の業務の対象とされるに至った。

公務員の勤務年限は、定年退官の場合は70歳とされ、依頼退官の場合は男性35年、女性30年間勤務した場合に、退官時の給与が100%支給され、現役勤務者に併せて毎年調整される。勤務年限未満で退官した場合は、勤務年限に比例した額が支給される。公務執行中に生じた要因(法律によって定めのある事故、疾病、職業病等)で廃疾者となった場合も給与の100%支給で退官が認められた。また、それまでは一定の企業に連続10年勤務した労働者は、特別の理由がない限り解雇できなかったところ、労働組合の弱体化を目的として、同制度は廃止された。その代替案として採用されたのがFGTS－Fundo de Garantia de Tempo de Serviço－(勤務年限保障基金)であった。同制度は労使双方が、給与額の8%を毎月積み立てるものであって、勤務先が変わってもFGTSは変わらず、正当な理由無く解雇された場合、マイホームを購入する場合等、また、女性が婚姻する場合に積立金を引き出すことができるものとされた。なお、従来裁判官の退官年齢は35年とされていたが、1981年憲法補足令第18号により、30年に引き下げられた。また教師についても、公立学校であると私立学校であるとの区別なく、退職年限を男性30年、女性25年とした点も注目される。

いずれにせよ、1980年代のハイパーインフレが年金生活者の収入に与えた影響は深刻なものであり、自由業に従事する者も、定年退職時に最低給与20か月分を受け取るべくその金額に比例した掛け金を35年間納めた場合であっても、実際の退職時にはその半分以下の年金しか受け取れないという事態となつた。

特に上記ハイパーインフレが医療に与えた影響は顕著なものであった。インフレにより診療報酬の価値が短期間に減少するため、民間医療機関が既約の給付や公的医療制度を取り扱わなくなる傾向が強くなつた。このため、公的医療制度から支払

われ、一般労働者が当人負担のない公的医療(Sistema Unificado de Saúde - SUS)に頼ろうとする場合、公立病院あるいは私立の慈善病院において多大な待ち時間を費やすなければならない。医療を必要とするすべての人々が診療治療を受けられるわけでなく、財政的に少しでも余裕のある者は、民間の保険に加入することによって、公立病院の待ち時間から解放されることになる。アメリカなどでは公的機関による診療は、必要とする人々の20%に対して行われていると言われているが、ブラジルの場合はその逆であり、80%が公的医療機関に頼らざるを得ない状態である。

5. 現行 1988 年連邦憲法について

21年にわたる軍事政権の後に選出されたサルネイ大統領の下で制憲議会が招集され、2年以上にわたって審議が行われた結果、「市民の憲法」と呼ばれている1988年連邦憲法が公布された。そこでは「基本的権利と保障について」と題された第II編が設けられ、その第2章は「社会権について」の規定であるが、そこでは教育、保健、労働、余暇、安全、社会保障、母性および幼児保護、貧困者保護を社会的権利とする明文の規定が置かれた(1988年連邦憲法第6条)。また、労働者の社会的条件の改善を目的とする他の権利のほか、都市および農村労働者の社会的権利として、全34項に上る規定が設けられた(同憲法第7条)。さらに、同業組合、労働組合の結社の自由(同憲法第8条)、同盟罷業の権利(同憲法第9条)等が規定されたのである。なお、第VIII編は「社会秩序について」に関する規定が置かれ、その第2章は「社会保障について」である(同憲法第194条ないし204条)。

また、定年による退職年金の支払いも法律によって保障され、その給付額は、毎月、通貨価値修正が行われる負担基準賃金の最終36か月分の平均に基づいて計算され、その上で実質額を維持する方式も再調整されるが、以下の条件を充足し

なければならない。年齢については、男子65歳、女子60歳。ただし、農村労働者、農業生産者、鉱物採掘人、無資格の漁師等の家族労働に従事している者については、年齢制限を5歳引き下げる; 依頼退職のための勤続勤務年限は男性35年、女性30年となったが、健康または身体の完全性を害する旨法律で定められている、特別の労働については、さらに短縮される; また、そのほか、裁判官および教員についても特別勤続勤務年限が定められており、引き続き男性30年、女性25年とされた(同憲法第202条)。

なお、社会扶助の目的については、家族、母性、幼児、青年および老人、貧困児童の保護; 労働市場への統合の促進; 身体障害者の能力付与および機能回復ならびに社会生活への統合促進; 生計手段を有せず、家族からの支給を得られない身体障害者と老人に対する最低給与1か月分の月額手当の保障が挙げられている(同憲法第203条IないしV項)。

II ブラジル現行法における社会保障規定について

1988年連邦憲法における上記規定のほか、ブラジルにおける社会保険、社会保障および保険給付は、1990年失業保険法(Lei do Seguro-Desemprego - LSEG - Lei n. 7998/90)、1990年統合保険システム法(Lei do Sistema Unificado de Assistência a Saúde - Lei n. 8080/90)、1991年社会保険組織法(Lei Orgânica da Seguridade Social - LOSS - Lei n. 8212/91)、1991年社会保険給付法(Lei de Benefícios da Previdência Social - LBPS - Lei n. 8213/91)、1993年社会福祉法(Lei da Assistência Social - LAS - Lei n. 8742/93)、2001年憲法補足法第108および109号(Leis Complementares ns. 108 e 109 de 2001)、1999年社会保険法細則(Decreto n. 3048/99)等に立脚している。また、最近制定され

た法律としては、所謂「老人法」と呼ばれる2003年10月1日付法律第10741号がある。

本稿では主として1991年社会保険組織法(以下LOSS法という)および1991年社会保険給付法(以下LBPS法という)の規定に基づいて、ブラジル社会保障規定の枠組みについて説明する。LBPS法第2条は、社会保険の原則と目的について、内国人、外国人を問わない、加入の普遍性;都市部・農村部を問わない、統一かつ均等性のある役務提供と給付;低所得者を優先した、給付の選択性およびその配分性;負担金に通貨価値修正制度を適用して計算した給付額の決定;購買力維持の原則に基づく給付額の減価保護;最低給料を下限とする被保険者の月間給付額;負担金の追加納入による任意の補足年金加入;政府および現役就労者、雇用主ならびに退職・年金給付者の代表四者が参加して行われる民主的な地方分権的管理運営が謳われている。

そしてLBPS法第3条は、国家社会保障審議会の設置を規定しているが、その目的とするところは社会保険に関する政策、指針、計画、予算提案、法律適用の監視、会計報告ならびに関連事業に関する規則の制定を行うものである。国家社会保障審議会は四者構成で機能する社会保障省における合議機関である。大統領によって任命される15名の委員で構成され、そのうち6名は連邦政府各省の代表および9名の民間代表からなり、3名が退職・年金給付者、3名が現役就労者、3名が雇用主を代表するが、それぞれが労組、経営者団体から推薦される。また、地方分権の見地から国家社会保障審議会の決定を実行・監理するため、州社会保障審議会、市郡社会保障審議会の設置も認められている。

1. 社会保険の組織および財源について

LOSS法第3条によれば、社会保障とは、就労不能者、高齢者、勤務年限満期退職者、解雇によ

る失業者、扶養者の死亡または服役により家族の生活を維持するために不可欠の給付を保障することを目的とする。

社会保険制度の財源の一部は、年度ごとに設定される国家予算および企業の負担金である(Loss法第11, 16, 22条)。そのうち主なものは、従業員であると否とに拘らず、企業が個人に支払う合計賃金の20%;協同役務提供組合が企業に提供する役務費用の15%;金融機関および民間保険会社は、従業員および役務提供者に対して支払っている金額の2.5%を追加負担金として納める;売り上げおよび利益を基礎とした負担金、すなわち月ごと粗収入の2%および法人税支払いのための純利益に対する8%;個人の農村雇用主は、農作物売り上げの2%を負担金として、さらに0.1%を労働災害保険の掛け金として取める;家庭労働者の雇用主の負担金は、労働者負担金の12%とされている。

労働者もまた社会保険制度の財源の一部を給料から差し引かれる負担金によって負担している。LOSS法第20条の規定によれば、労働者の給料の額によって7.65%から11%に至る4段階の負担金が設定されており、下限は月ごとの最低給料である。なお、他の3段階の限度額については、年度ごとにインフレ率によって調整が行われる。

負担金の納入は、基本的には企業によって行われるが、個人の被保険者は、特定の用紙に基づいて納入する(Loss法第30条)。企業および個人からの納入金の履行を監督する権限を有するのは国家社会保険院(Instituto Nacional de Seguro Social - INSS)であり、連邦国税庁(Secretaria da Receita Federal - SRF)は企業収益を基礎にして、負担金納入を監督する。なお、負担金の滞納は、通貨価値修正、延滞利息、過料徴収の対象となり、取立て訴訟の執行終了まで、法人、自然人を問わず、国家社会保険院の滞納者名簿に確定債務者として登録されることになり、公共事業における入札不参

加、政府金融機関からの融資不能等、一定の制裁の対象となり、社会生活上一定の不都合に直面する。なお、社会保険関係の債権債務の時効は10年間である(LOSS法第45条)。

2. 被保険者の分類について

社会保障計画は公務員および軍人に適用される「特別社会保障制度」と本稿の対象である、一般労働者に適用される「一般社会保障制度」(1988年連邦憲法第201条補項1)に分けられる。LOSS法第12条によれば、社会保障計画の義務的被保険者は、従業員、家庭労働者、個人被保険者、臨時雇い労働者、特別被保険者、任意被保険者である。

以下、これら義務的被保険者について紹介する。

- (1) 従業員 — 雇用主の指揮命令下に置かれ、労務提供に対する報酬を規則的に受ける者であり、次の者もこの範疇に包括される。特定の社会保障制度に属さない公職に選任された者、特定の社会保障制度に属さない在ブラジル国際機関または外国政府機関の職員、ブラジル資本が議決権の過半数を有する在外ブラジル企業で勤務するためにブラジルで契約された従業員、および雇用契約に基づいて役務提供を行う会社役員である。
- (2) 家庭労働者 — 利益追求を目的としない継続的な家庭労務を家族およびその構成員に対して提供する者(LOSS法第12条II項およびLBPS法第11条II項)。
- (3) 個人被保険者 — 雇用契約を有しない労働者で、その主なものは、宗教団体のメンバーとして、その保護の下にあり、他の分類に属さず、他の役務に就いていない者、個人事業主、雇用契約に基づかない会社役員、株式会社の経営審議会のメンバー、有限会社の出資者にして会社に対する役務提供を行っている者、都会において利益追求のために働く自営業者である。

(4) 臨時雇い労働者 — 例えば、港湾労働者のように、雇用契約無しで、複数の企業に対して労務を提供する者。

(5) 特別被保険者 — 家族全員が共同で労務に従事し、これが生活を維持する唯一の方法である場合。例えば、原則として妻子のみの協力の下で、手仕事的な漁業を自前の船で行う漁師、借地農、共同生産、歩合作者、小作者、貴金属採掘業者が挙げられる。特別被保険者としては、本人とともに家族単位の規模で生活を維持していることを証明できる配偶者、内縁配偶者ならびに14歳以上の子女およびこれらに準ずる者が含まれる。

(6) 任意被保険者 — 義務的被保険者の範疇に包括されず、負担金を支払って社会保険に加入する14歳以上の者。個別に社会保険に加入する主婦の場合がその一例として挙げられる。

なお、複数の社会保障制度に規制されている経済活動を同時にやっている者は、それぞれの活動分野で加入が義務付けられる。また、一般社会保障制度の適用を受けて退職した受益者が、同制度によって規制された職業に就いているか、復職した場合は、LOSS法の規定に従って、その活動に関連して社会保険維持費の納入が義務付けられる。

3. 被扶養者について

LBPS法の規定によれば、一般社会保障制度における被保険者の被扶養者とは、配偶者、所謂「安定した結合」に基づく内縁の配偶者および21歳未満または廃疾者の子女およびそれに準ずる者、直系尊属および21歳未満または廃疾者の兄弟姉妹とされている。

上記規定のうち、所謂「安定した結合」とは、1988年連邦憲法第226条補項3に家族団体として認められた内縁関係を指しており、子女およびそれに準ずる者とは、配偶者または内縁の配偶者の

子女、あるいは裁判所の命令により後見、監護の下にある子女を指す。なお、2003年連邦高等裁判所判決(STJ, RESP n. 528.987, DJ06.11.03, p.327)によれば、祖父によって養育された孫の死亡に際して、祖父を年金給付者に定めたケースが見られる。なお、内縁の配偶者については、同性の者で良いか否かについて、かねてより議論が行われてきた。従来の多数説は、同性の者を、憲法が定める家族団体の構成員ではないとし、LBPS法第16条補項3の規定も被保険者の死亡に際して、年金受領者の資格につき、内縁者の性別は男女のいずれかであるとしていたが、2000年にポルトアレグレ連邦第一審裁判所第3社会保障部が下した公衆民事訴訟2000.71.07.00.009347-0号は、LBPS法第16条補項3の規定を1988年連邦憲法が定める基本的人権における人間の尊厳(第1条III項)および出自、人種、性別、皮膚の色、年齢に関する偏見および他のあらゆる形態の差別なしに、全ての者の福祉を促進するという規定(第3条IV項)に反することから違憲であるとした。そして、同判決は第2審である、第4地区連邦地域裁判所が全員一致で支持し、さらに連邦最高裁判所によっても上告第1499号において支持されるに至った。その結果、国家社会保険院は、2000年6月7日付規範指令第25号をもって、社会保障給付者につき、同性の内縁配偶者に関する規則を定めたのである。

4. 社会保障の負担金と給付について

LBPS法第18条は、一般社会保障制度において、被保険者、被保険者の被扶養者および両者がどのような給付の対象となるかを規定している。

(1) 被保険者に対しては、

- a. 廃疾退職による年金 – 据え置き期間が免除され、疾病手当の受給中であっても付与され、生活を保障する職に復帰不能と判断された場合にその対象となる。診断は国家社会保険院の医師によって行われる。月ごとの給付

額は納入負担金に対する給付額の100%であり、介護者を常時必要とする場合には、25%増しになる。この年金は被保険者がこの状態にある期間を通じて支給される(LBPS法第42, 44, 45条)。

- b. 定年退職による年金 – 180か月間の据え置き期間における社会保障負担金を納入した後、男子65歳、女子60歳に達した場合に権利が発生する。農村労働者の場合は、男子60歳、女子55歳とされる。また、定年退職による年金は、企業によっても申請されうるが、その条件としては、被保険者が据え置き期間を達成しており、男子70歳、女子65歳に達した場合に強制的に行われる。月ごとの支給額は負担金納入に対する給付額の70%とし、納入金が12か月増えるごとに、1%づつ加算されるが、受益額の100%を超えてはならない、とされている(LOSS法第25条II項、第48, 50, 51条)。
- c. 依願退職による年金 – 180か月間の据え置き期間における社会保障負担金を納入した後、男子30年、女子25年勤続の被保険者に支給される。この場合の月ごと支給額は納入金負担に対する受益額の70%であり、勤続年数が1年増すごとに6%加算され、男子35年、女子30年を達成した段階で負担金納入に対する給付額の100%の支給が受けられる。教員の場合は、特例的に男子30年、女子25年で100%の支給が受けられる。
- d. 特別退職による年金 – 180か月の据え置き期間における社会保険維持費を納入した場合であって、被保険者が不衛生または身体にとって危険な環境において、関連法令の規定に従い、15、20または25年間勤務した場合に付与される。この場合、被保険者は、法律の定める上記期間中、連続してこれらの環境の下で勤務したことを国家社会保険院に対し

- て立証しなければならない。この場合、月ごとの年金額は負担金納入に対する給付額の100%である(LBPS法第25, 57条)。
- e. 疾病手当 – 12か月間の据え置き期間における社会保障負担金を納入した後に、発病または怪我、あるいはこれらの症状の悪化によって、連續して15日以上にわたって労務または通常の活動が不可能になった場合に支給される。被保険者が労働者である場合、疾病手当は、本人が労務を提供できなくなつてから16日目に、雇用契約の停止とともに支給される。その他の被保険者は、活動不能に陥った時点からその状態が継続する期間中、疾病手当が支給される。疾病手当は、負担金納入に対する給付額の91%である。疾病手当の受給者が完全回復が見込めず、通常の職務に復帰できない場合、他の職種に就くための職業リハビリを行わなければならぬ(LBPS法第25条I項、第59, 60, 61, 62条)。
- f. 家族手当 – 家庭労働者と臨時雇い労働者を除き、邦貨に換算して約3万円を上限とする収入を得ている労働者に対し、子女、継子女、後見対象の子女の人数に応じて支給される。本給付に対する据え置き期間は存在しない。廃疾または定年退職者、もしくは男子65歳、女子60歳以上の他の退職者も家族手当をあわせて受給する権利を有する。14歳未満の子女または廃疾者たる子女については年齢制限を設げず、1人当たりの手当は邦貨に換算して約800円ないし1000円である。企業が家族手当を支払う場合は、月ごとの給与とともに支払われた金額は、企業が負担する社会保障負担金の納入に際して相殺する(PBPS法第65, 68条)。
- g. 出産手当 – 本手当は女性被保険者に対して120日間支給されるものであり、出産日の28日前から起算され、国家社会保険院が直接

支払う。個人被保険者、特別被保険者(農村労働者を除く)、任意被保険者は、本手当の支給に関する権利を得るためにには、最低10か月間の社会保障負担金の納入を証明しなければならない。また、本手当は養子縁組または養子縁組のための裁判所命令を得た女性被保険者にも適用される。なお、女性従業員、女性臨時雇い労働者に対する出産手当は、それぞれの給与に相当する金額が毎月支給されるが、他の被保険者に対する金額は一定していない。そして、男性に対しては、所謂「父親休暇」と呼ばれる5日間の休暇が存在するが、これは子が出生した際、父親が新生児とその母親とともに過ごすための休暇を認めたものであるが、社会保障制度とは無関係である(1988年連邦憲法第7条XVIII項およびXIX項、LBPS法第86条)。

- h. 労働災害手当 – 本手当に対する据え置き期間は存在せず、被保険者に対する疾病手当が打ち切られた段階で、国家社会保険院の医師の判断により、通常労務能力が減退したと判断された時点で支給を受ける権利が生じる。本手当は負担金納入による給付額の50%相当額である。被保険者が受領することになる何らかの年金受給開始の前日または本人死亡の日まで支給される(LBPS法第86条)。

(2) 被保険者の被扶養者に対しては、

- a. 死亡による年金 – 現役または年金受給者の被保険者が死亡した場合、その被扶養者に対して支給されるものであり、据え置き期間はない。月ごとの支給額は、被保険者が受給していた年金額100%、または死亡時に廃疾者として退職していたならば受領できていた金額であり、対象者が複数の場合は、全員で同等に分かち合う(LBPS法第74, 75, 76条)。
- b. 受刑手当 – いかなる給付または収入のない受刑者たる被保険者が死亡した場合、死亡

による年金と同条件で、その被扶養者に対し支給される(LBPS法第80条)。

- (3) 被保険者とその被扶養者の両者に対しては、
 a. 社会福祉 および
 b. 職業リハビリ が行われる。

上記両給付は、被保険者に対して労働市場への復帰および社会生活を営むための教育または職業的再訓練を施すものである。ブラジルにおいて従業員を100名以上有する企業は、従業員数の2%ないし5%を職業リハビリを受けた者または身体障害者のために充てなければならない(LBPS法第89条および第93条)。

国家社会保険院からの複数の給付は若干の事例に制限される。例えば、失業保険と国家社会保険院からの継続的ないかなる給付も重複して受領することは禁じられているが、死亡による年金、または労働災害手当は例外とされている(LBPS法第124条)。

被保険者およびその被扶養者は、年度内に疾病手当、労働災害手当または退職年金、死亡による年金あるいは受刑手当を受けた場合は、12月に支払われる受益分に相当するボーナスを受け取る権利を有する(LBPS法第40条)。

社会保険のいかなる給付もその最低額は、最低給料1か月分である(1988年現行連邦憲法第201条補項2)。月ごとの給付は、扶養家族手当と出産手当を除いて、社会保障負担金の納入額に基づいて計算される(LBPS法第29条)。

5. 労働災害について

1988年連邦憲法は労働者の基本的権利の一つとして労働災害保険に関する規定を置いている(憲法第7条XXVIII項)。本保険は国家社会保険院が管理し、企業の負担金によって運営されている。その負担金は、それぞれの企業の業務におけるリスクの度合いによって、労働者に対して支払われる給与または役務提供者に対する報酬の合計

額の1%ないし3%である。上記リスクについては、法律に別途規定されている。

LBPS法によれば、労働災害とは企業内における業務執行、またはこれに準ずる行為において死亡の原因となる身体障害、器官疾患、あるいは永続的または一時的な労働能力の喪失もしくは低下と定義されている(LBPS法第19条)。

法律は企業に対し、労働者の安全・衛生につき、個別的あるいは集団的な措置を探ることを義務付けている。安全・衛生に関する措置を怠った企業は軽犯罪法による処罰の対象となり、立証された場合、科料の支払いを命ぜられる。また、企業は業務執行および自らが扱う原料、製品等について、詳細な情報提供を行う義務を負う。

労働組合および経営者団体は法律の規定を忠実に遵守する義務を負い、労働・雇用省はそれを監督する立場にあり、比較法的に見て遜色はないが、統計的に見るならば、ブラジルにおける労働災害の発生率は非常に高いものとされている。2003年度において合計390,180件の労働災害手当が支給されている。所謂典型的な労働災害はそのうち82%を占め、通勤中または帰宅途中の事故は12.6%、労働疾病が5.4%であった。給付者の77.6%が男性であり、職業病の給付申請者については、女性が49.3%を占めた。年齢的には20代が37%で、20代と30代を加算するならば、67.5%となる。

労働災害の発生を職能別に分布するならば、農業関係が7.9%、工業関係が36.1%、サービス業界が38.4%である。ただし、典型的な労働災害は農業関係に最も多く(9%)、次いで衛生、サービス関係(6.5%)であった。通勤途上の災害はサービス業者に最も多く(11.2%)、次いで小売業界(10.3%)であった。職業病については、サービス業界に多く(8.8%)、次いで金融関係者(8.3%)であった。

2003年度における労働災害の平均値は1000人

中16.8人であり、業界として最も多かったのは、基礎冶金(1000人中36.4人)、自動車組み立て(1000人中33.1人)であり、主な事故は手首、手および指の怪我と骨折(68,197件)であった。

6. 社会保障政策の範囲について

LOSS法第4条は、国家社会保障政策につき、納入金負担如何に拘らず、家族、出産、幼児、青少年、高齢者、身体障害者の基本的なニーズを保障しなければならない、としている。連邦政府はこの目的を達成するため、公的な給付を維持し、民間社会福祉事業に対しては、資金的および技術的支援を行うものとする。

社会福祉団体は、利益追求を目的としてはならず、その管理運営については事前に所在地の社会保障審議会に登録を義務付けられる(LAS法第3条および第9条)。

国家社会保障政策が保障する給付は以下のとおりである。

- a. 「継続的給付提供」については、本人または家族に生活維持能力が無いことを証明できる身体障害者および70歳以上の高齢者に対し、月ごとに最低給与1か月分の支給を保障する(LAS法第20条)。
- b. 「偶発的給付」として、1人当たりの月収が最低給与4分の1以下の者に、出産時および死亡時に給付を行う(LAS法第22条)。

なお、このほかにも社会福祉および貧困者減少計画の実施が予定されている(LAS法第23条および第39条)。

7. 失業保険について

1990年法律第7998号は、理由なき解雇および間接的解雇ならびに強制労働から解放された労働者に対して、暫定的に資金援助を行うことを目的とした失業保険を制定した(所謂失業保健法、以下LSAG法という)。

労働者は以下に掲げる場合において、失業保険を請求する権利を有する。

- a. 解雇される前の6か月間に給与を受け取っていた者。
- b. 給付を申請する前の24か月のうち、最低15か月間雇用されていた者、または自由業に従事していた者。
- c. 一部の例外を除き、社会保険の給付を受けていない者。
- d. 本人および家族の生活を維持するための如何なる収入も有しない者(LSAG法第3条)。

失業保険の給付は継続的または断続的に4か月にわたって行われる(LSAG法第4条)。給付の額は解雇前3か月間の給与の平均額を基礎とし、通貨価値修正が行われるが、最低給与1か月分を下回ってはならない(LSAG法第5条)。

なお、連邦政府の特定社会福祉計画に登録されてから5年以上経過し、最低給与2か月分までの月収を得ている者に対し、最低給与1か月分をボーナスとして給与支払日に支給する(LSAG法第5条)。

8. 民間社会保険について

公共社会保険制度と並行して民間社会保険制度の設立も認められおり、連邦憲法はそれを公共保険制度の補足システムと定義している(1988年連邦憲法第199条)。すなわち、労働者は公共社会保険制度に加入が義務付けられているが、民間社会保険には任意であり、希望者の自由な加入・契約を基本にしている。民間社会保険に慈善団体および非営利団体に優先権が付与され、営利目的を有する者に公的資金を割り当てるることは禁止される(同憲法第199条1項および2項)。ただし、公的機関、公共認可会社、公共事業への役務提供企業は、それぞれの職員を民間社会保険制度に加入させるための協力をすることは妨げられない。この場合、公的機関等の釀金最高額は、これら社

会保険加入者の釀金総額を上回ってはならないものとされている。また、法律に定める場合を除き、外国企業または外国資本の直接・間接の参入は、認められていない(同条3項)。

民間社会保険は、上記憲法によって規定されるほか、2001年5月29日付憲法補足法第108号および第109号によって定められている。すなわち、公共社会保険とは財政的にも独立しており、独自の積立金および給付計画を有している。したがって、加入者の労働契約や給与にも関与できないことになっている。

III 結びにかえて

本稿では、ブラジルの社会保障制度について、1990年以前の動向を歴代憲法の変遷とともに概観するとともに、1988年連邦憲法およびそれを受けて1991年に制定された社会保障に関する一連の実定法の内容を紹介したが、新たな機会に、より深い分析を行う所存である。

ブラジルの社会保障制度は次のような大きな問題を抱えていると言える。

- ① 農村労働者への社会保障の適用はいまだに不十分であり、その適用の拡大のための具体的な道筋が見つかっていないこと、
- ② 医療サービスについて、社会保障制度を利用したアクセスが制限されていること、

③ 年金制度については、欧米諸国や日本に比べて、人口構造が若年層によって占められているにも拘らず、財政状況が非常に悪く、公務員に関する年金制度については一定の改革が行われたが、今後も更に抜本的な改革を行う必要があると考えられる。

これらの課題については、理想論的解決ではなく、現実的ではあるが、中長期的に着実に実施されていく改革ビジョンをブラジル国民に示しながら、今後の社会保障改革を行っていくことが肝要である。

参考文献

- BARBISAN FORTES, Simone e PAULSEN, Leandro
Direito da Seguridade Social Porto Alegre: Livraria do Advogado Editora, 2005.
- MACHADO DA ROCHA, Daniel *O Direito Fundamental a Previdência Social* Porto Alegre: Livraria do Advogado Editora, 2004.
- MACHADO DA ROCHA, Daniel e BALTAZAR JÚNIOR, José Paulo *Comentários a Lei de Benefícios da Previdência Social* Porto Alegre: Livraria do Advogado Editora, 5a. edição, 2005.
- OLIVEIRA, Aristeu de, *Manual Prático de Previdência Social*, São Paulo: Atlas, 8a. edição 2000.
- SABATOVSKI, Emílio e FONTOURA, Iara P. *Legislação Previdenciária*, Curitiba: Jurua, 2001.
- 1988年ブラジル連邦共和国憲法の条文については、
<http://senado.gov.br> 参照。なお、邦訳については矢谷道朗編訳「ブラジル連邦共和国憲法1988年」アジア経済研究所1991年を参考にした。
 (にのみや・まさと サンパウロ大学博士教授)